

会費（年額）

一般の方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 老人ホーム入所者
- ・ 身体障がい者（1～4級）
- ・ ひとり親家庭の父又は母
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ・ 中学3年生以下の方
（小学1年生は無料）

500円

400円

300円

※ 詳細についてはお問い合わせください。

見舞金の支給例（こんな場合に見舞金の支給が受けられます）



1日の通院でも、見舞い金を支給します！

交通事故は自分が注意していても、いつでも巻き込まれるかわかりません。

もちろん、事故に遭わないことが一番ですが、万が一事故でけがをしてしまった場合、交通災害共済に加入していれば共済見舞金の請求ができます。

見舞金 で身近な安心を

2万円～
100万円

見舞金の請求期間は、交通事故が発生した日から2年以内です。
詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市役所 市民部総務課 交通安全係 ☎055-237-5303